

公益財団法人世田谷区保健センター専門医相談事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 保健センター専門相談課（以下「専門相談課」という）の専門医相談事業の円滑な運営を図るため、公益財団法人世田谷区保健センター専門医相談事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 専門医相談事業の運営に関する事項
- (2) 専門相談課の運営上、医師の助言・指導が必要とされる事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、理事長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 世田谷区医師会を代表する者 2名
- (2) 専門相談課嘱託医を代表する者 3名
- (3) 所長、事務局長、専門相談課長及び係長級の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第3号の委員についてはこの限りでない。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、所長をもって充て、会を総括し代表する。

3 副会長には、第3条第1号の委員の中から会長が指名した者があたり、会長を補佐するとともに会長に事故のあるときはその職務を代行する。

4 副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ第3条各号に定める委員が1名以上出席しなければ開催することができない。

(議事)

第8条 協議会の表決は、原則として出席委員の全員の一致により決定するものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は必要と認めるときは、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、専門相談課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初の委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。